

必読

暮らしの法律ナビ

No.28

後見制度支援信託

成年後見制度において、家庭裁判所は本人に一定の財産がある場合や、多額の金銭を受け取る予定がある場合には、本人の権利を守るために、親族の後見人による不正行為を未然に防止して本人の財産が適切に利用・管理されるようにする必要があります。後見制度支援信託は本人の財産のうち、日常生活に必要な金銭を預貯金として親族の後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託

する仕組みの事です。成年後見人は判断能力が衰えた本人のためにその財産管理業務等を行います。残念ながら一部の成年後見人による不正行為で本人の財産権が侵害された為、新しい信託制度が導入されました。信託財産を払い戻す為には裁判所の指示書が必要になりますので、不正行為を防ぐ事ができます。また方が一信託銀行等が倒産しても信託財産は基本的に保護されるので安心感もあります。

本来成年後見制度は自己決定の尊重と本人の保護の調和が大切で、その人らしく生活をしていく為のもの。上手にこの信託制度を利用したいものです。

過払い金の返還請求なら**債務整理 離婚 相続 他****三田中央事務所**司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>